生活衛生関係営業の節電行動の徹底に向けた基本的な考え方について（意見具申）（案） 概要

１．基本的方向性

- ✓ 「夏期の電力需給対策」（電力需給緊急対策本部決定）に基づく節電行動の徹底
- ✓ 電力制約下における新たな需要の取り込みに向けた取り組み

２．具体的取り組み

節電行動

「節電行動計画」等に基づく実行

※主として以下の内容による「節電行動計画」を策定

○照明に係る節電	照明の大幅な削減（間引き）等
○空調に係る節電	室温を原則28℃等
○節電に資する設備設置	省エネルギー設備の導入等
○節電啓発	従業員・顧客に対する周知徹底

新たな需要の取り込み

○節電行動の一環として企業が営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長等に取り組む例が増えるなか、新たな需要を積極的に取り込む

（例）飲食店・旅館・興行場における「アフター４」販促（※）

※従来より早く退社する会社員らを顧客ターゲットして、夕方の時間帯に限って料金を割り引くなどの営業活動

基本的な考え方のとりまとめ（意見具申）

節電行動の実行による使用電力の抑制

営業活動の活性化